

江戸川区PRキャラクター選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 江戸川区（以下「区」という。）のシンボルとして、区のイメージ及び魅力を区の内外に発信し、江戸川区民の区に対する愛着及び誇りを醸成するとともに、区の認知度及びイメージの向上を目指すための江戸川区PRキャラクター（以下「キャラクター」という。）を公募により制作するに当たり、キャラクターの選定について広く意見を聴くため、江戸川区PRキャラクター選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) キャラクターのデザインの選定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、キャラクターの選定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者を委員として組織し、江戸川区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 東京商工会議所江戸川支部会長
- (3) 江戸川区町会・自治会長
- (4) 江戸川区議会議長
- (5) 江戸川区議会副議長
- (6) 江戸川区立学校教諭
- (7) 公募区民
- (8) その他江戸川区長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からキャラクターのデザインが決定する日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、第3条第1号に掲げる者とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議は非公開とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、会議の一部又は全部を公開することができる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員は、ウェブ会議システム（情報通信技術を利用する方法により、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムという。）により、委員会に出席することができる。

(委員以外の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対し、委員会に出席させ、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償)

第8条 第3条の委員に対する報償は、別に定めるところにより予算の範囲内で支給する。

(守秘義務)

第9条 委員及び第7条の規定により委員会に出席した者は、会議の内容その他委員会において知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、SDGs推進部広報課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会において必要な事項は、委員長が委員会に諮り別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年8月13日から施行する。